

丸亀市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政
援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年3月18日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭

丸亀市監査委員 山 本 直 久

監査対象団体 丸亀商工会議所

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 23 年度及び平成 24 年度（平成 24 年 7 月 31 日現在）に支出した「丸亀商工会議所」への補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 24 年 9 月 7 日から 9 月 27 日
- 4 監査執行日 平成 24 年 9 月 28 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

補助金等の名称	補助金等の額	
	平成 23 年度	平成 24 年度
丸亀商工会議所運営補助金	6,000,000 円	6,000,000 円
丸亀 TMO 運営等補助金	600,000 円	900,000 円
産学支援等事業補助金	300,000 円	300,000 円
まるがめ婆娑羅まつり開催補助金	6,000,000 円	6,000,000 円
計	12,900,000 円	13,200,000 円

※平成 23 年度は決算額、平成 24 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

地域内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ① 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- ② 行政庁等の諮問に応じて答申すること。
- ③ 商工業に関する調査研究を行うこと。
- ④ 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと。
- ⑤ 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。
- ⑥ 輸出品の原産地証明を行うこと。
- ⑦ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- ⑧ 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- ⑨ 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと。
- ⑩ 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- ⑪ 商事取引に関する仲介又はあっせんを行うこと。
- ⑫ 商事取引の紛争に関するあっせん、調停又は仲裁を行うこと。
- ⑬ 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。

- ⑭ 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。
- ⑮ 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- ⑯ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- ⑰ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- ⑱ 交通、運輸及び港湾の改善発達を図ること。
- ⑲ 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(3) 事務所の所在地

丸亀市大手町一丁目5番3号

(4) 構成

会員、特別会員、特定商工業者

(5) 会議

議員総会、常議員会、部会、委員会

(6) 役員

会頭1名、副会頭3名、専務理事1名、常議員26名、監事3名

7 監査方法

丸亀商工会議所への平成23年度及び平成24年度(平成24年7月31日現在)に丸亀市から受けた補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

- まるがめ娑婆羅まつり2011の決算書で、イベント開催費、広報費及び雑費は決算額が予算額を上回っているが、予算額を超えて支出する必要があるときは、事前に決裁権者の決裁を得てから支出すること。
- ファックスで見積書を徴しているものが見受けられるが、事故を防ぐためにも原本を徴すること。
- まるがめ娑婆羅まつり2011保険の見積書に、見積業者の住所、代表者職氏名、代表者印の押印がないものがあったが、責任の所在を明確にするためにも、代表者に関する事項の記載及び押印のある正当な見積書の提出を求めること。また、見積書の金額訂正をしているが、内部での訂正は不適切であるので、相手方の意思表示として再度見積書を徴すること。

- 一者随意契約が多く見受けられるが、競争性及び透明性の確保の点から、基準を定めて一定金額以上の契約では二者以上から見積書を徴すること。

II 検討すべき事項（意見）

- 商店街振興や中心市街地の活性化を図るために、TMOを活用していただきたい。
- 平成23年度まるがめ婆娑羅まつりの決算を見ると繰越金が増える傾向にあるが、あまり多くなれば補助金の減額も検討すべきと思われるので、繰越金の額はどの程度が適正かを担当課と協議していただきたい。
- 秋寅の館は事業を開始してから10年が経過するので、再度位置づけを見直して、今後のあり方を検討していただきたい。

監査対象団体 飯野地区地域づくり推進協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成23年度及び平成24年度(平成24年7月31日現在)に支出した「飯野地区地域づくり推進協議会」への補助金及び飯野コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成24年9月7日から9月27日
- 4 監査執行日 平成24年9月28日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成23年度	1,288,200 円
	平成24年度	1,351,000 円
名 称	丸亀市飯野コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成23年度	6,430,000 円
	平成24年度	6,430,000 円
所 管 課	生活環境部地域振興課	

※平成23年度は決算額、平成24年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

飯野地域住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心ふれあう住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 丸亀市及び市連合自治会の要請に応じ、自治行政関係の行事を行い、又は協力する。
- ② 住民相互の交流を深め、地域での生活を豊かにする活動、生活環境をよりよくしていく活動、住民相互の福祉活動、広報活動等の町づくりのための諸事業の推進を図る。
- ③ 自治会、関係機関、諸団体の連絡、運営及び諸行事に協力し、推進する。
- ④ センターの管理運営にあたり、センター諸事業及びコミュニティづくりを推進する。
- ⑤ 指定管理者制度に関すること。
- ⑥ その他本会の目的達成のために必要な事項。

(3) 事務所の所在地

丸亀市飯野町東分 2334 番地 2 丸亀市飯野コミュニティセンター内

(4) 会員

飯野校区内の住民及び関係諸機関並びに諸団体

(5) 会議

総会、役員会、代議員会、自治会長会、部会、特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 4 名、幹事若干名、監事 2 名、会計 1 名

7 監査方法

地区コミュニティ『飯野地区地域づくり推進協議会』への平成 23 年度及び平成 24 年度(平成 24 年 7 月 31 日現在)補助金及び飯野コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金並びに指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

(1) 補助金に関する事項

- 見積書を徴した際は、会長が確認して承認したという決定印を押印してもらうこと。
- 代議員研修費の支出は、各参加者が負担する参加費を差引いた額を支出額としているが、総計予算主義の原則に沿って参加費は収入で受け、研修費は支出として、それぞれ収入、支出の手続きをとること。
- 予算額を超えて支出する場合に本来は総会の承認が必要であるが、その都度総会を開くのも難しいので、事前に予算流用の手続きを定めておき、決裁を得てから支出すること。
- 旅費については、1 年間まとめて支払うのではなく、命令した月の翌月に前月分の支払いをすること。
- 町民体育祭のお祝い金を 8 月 31 日に支出し、雨天中止のため 9 月 6 日に返金しているが、出納簿で返還金を収入に計上しているため、支出の減額として当該支出予算に戻し入れる処理をすること。その際、戻入票を作成しお金の流れを明確にしておくこと。

(2) 指定管理委託料に関する事項

- 定期的に使用する団体のセンター使用料はキャンセルが出るという理由で月末に徴収しているが、丸亀市コミュニティセンター条例第5条第3項で、「前2項に定める使用料は前納しなければならない。」と規定されているので、使用する前に納付してもらうこと。
- コミュニティで購入した備品についても、備品台帳を作成し、きちんと管理すること。
- 浄化槽維持管理業務委託、施設警備業務契約書は、自動更新条項が記載されているが、後年度予算の裏づけのない契約はできないので、次回契約時にはこの条項を削除し改めて契約を締結すること。
- 指定管理委託料は年度で決算し、精算処理しているが、出納整理期間がないため、3月31日までに業務は完了しているが支払いを終わっていないお金は未払金として決算見込みの中に入れて支払いしたものとして考えること。
- 給料から控除した社会保険料等を、指定管理委託料を管理している通帳に入金し収入の処理をしているが、社会保険料等は預かり金として別口座に保管し、事業者負担分と合わせて支出すること。
- 3月分電気代、水道代は3月31日までに金額が確定しないので、市の会計と同様に4月分として新年度予算で支出すること。
- 会長等の報酬に関する取り決めにより報酬を支出しているが、その取り決めには額の定めがなく支出根拠が不明確である。規定内で額を謳わないのであれば、決裁により内部の意思決定をすること。

監査対象団体 岡田コミュニティ

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成23年度及び平成24年度(平成24年7月31日現在)に支出した「岡田コミュニティ」への補助金及び岡田コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成24年9月7日から9月27日
- 4 監査執行日 平成24年9月28日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成23年度	1,259,100 円
	平成24年度	1,240,500 円
名 称	丸亀市岡田コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成23年度	7,423,351 円
	平成24年度	7,430,000 円
所 管 課	生活環境部地域振興課	

※平成23年度は決算額、平成24年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

岡田地区の住民の自主性と、相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心触れ合う住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動及びレクリエーションの推進
- ③ 生活改善及び保健衛生思想の普及と推進
- ④ 地域環境対策推進と地域文化の向上
- ⑤ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- ⑥ 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
- ⑦ 自治会、関係機関、団体との連絡、運営、調整及び諸事業に対する協力
- ⑧ 丸亀市の指定管理業務
- ⑨ 前各号のほか本会の目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市綾歌町岡田下 516 番地 1 丸亀市岡田コミュニティセンター内

(4) 会員

岡田地区内の住民及び関係諸機関並びに諸団体

(5) 会議

総会、役員会、部会、特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 3 名、部会長 5 名、副部会長 5 名、会計 1 名、書記 1 名、
監査 2 名、事務局長 1 名

7 監査方法

地区コミュニティ『岡田コミュニティ』への平成 23 年度及び平成 24 年度(平成 24 年 7 月 31 日現在)補助金及び岡田コミュニティセンター指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料に係る出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

(1) 補助金に関する事項

- 男性のための料理教室や親子交流パンづくり教室で個人からの参加費を戻入として処理しているが、参加費は収入票を作成し収入とし、支出と区別すること。
- 賠償責任保険の見舞金を、支出伺同命令書で支出し、その後、保険会社から保険金が入金された際に戻入票により処理しているが、誤払いや過渡しではないので戻入ではなく収入に計上すること。また、前年度の NPO 活動総合保険の確定による返還保険料を戻入として処理しているが、過年度支出に係る返金なので現年度の収入として雑入に入れること。
- コミュニティから婦人会に活動助成金を支出しているが、被補助団体が他の団体に補助することは好ましくないので今後は支出しないこと。

(2) 指定管理委託料に関する事項

- 支出伺同命令書の消耗品の支出で平成 24 年 3 月 27 日現在の予算残額がマイナスとなっているが、予算を超えて執行する場合に本来は総会の承認事項であるが、そ

の都度総会を開くのも難しいので、事前に予算流用の手続きを定めておいて、決裁を得てから支出すること。

- 見積書を徴した時は決裁権者が了解したという決定印を押印すること。また、その決定を会長が行わない場合は、権限を下ろすこともできるので決裁権者を誰にするか役員会で決めておくこと。

II 検討すべき事項（意見）

（1） 補助金に関する事項

- 小口現金は急にお金が必要となった時のために用意しておき、その後に支出伺同命令書で決裁を得て同額を銀行口座より支出し、小口現金に補充し常に一定額にしておくという方法が良いと思われるので、そういう管理の仕方も参考にしていきたい。